

逗子市池子接收地返還促進市民協議会  
平成 27 年度第 1 回役員会会議録

日 時	2015 年(平成 27 年)4 月 21 日(火) 18:00~19:20
場 所	市役所 4 階 議会全員協議会室
出席委員	眞下会長、東副会長、匂坂副会長、徳本委員、山火委員、半田委員、増田委員、田倉委員、上泉委員、石井委員、岡本委員、佐藤委員、大河内委員、瀬田委員、菊池委員、松倉委員、小原委員、伊藤委員、長沢委員、小田委員、斎藤委員、川西委員
事務局	和田経営企画部長、芳垣経営企画部次長、河合基地対策課基地対策係長
傍聴者	なし
議 題	1 平成 26 年度事業報告及び収入支出決算について 2 平成 27 年度事業計画(案)、収入支出予算書(案)及び年間活動スケジュール(案)について 3 その他
配付資料	1 会議次第 2 平成 26 年度事業報告 3 平成 26 年度収入支出決算書 4 平成 27 年度事業計画(案) 5 平成 27 年度収入支出予算書(案) 6 平成 27 年度市民協年間活動スケジュール(案) 7 役員名簿

## 開 会

事務局： それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 27 年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第 1 回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で 22 名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員が出席されていらっしゃいますので、会則第 10 条第 2 項により本会議は成立しております。

事務局： ここで会議に先立ち、前回の役員会以降、役員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。

逗子市 PTA 連絡協議会の匂坂祐二委員でいらっしゃいます。

続いて、4 月 1 日付けで事務局職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。(事務局 あいさつ)

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。本日、席上に配付いたしました資料は、会議次第、平成 26 年度事業報告、平成 26 年度収入支出決算書、平成 27 年度事業計画(案)、平成 27 年度収入支出予算書(案)、平成 27 年度市民協年間活動スケジュール(案)、役員名簿、以上ですが、配付洩れはございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、眞下会長にお願いいたします。

会 長： 皆様、今晚は。本日はお忙しい中、市民協の平成 27 年度第 1 回役員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

早速ですが、会議をはじめさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、皆様に平成 26 年度事業報告及び収入支出決算と、平成 27 年度事業計画案及び収入支出予算案等についてご審議いただくわけですが、今年度の活動につきまして決定していただくこととなりますので、皆様の忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと思ひます。

会 長： 会議の前に、お諮りいたします。本協議会の会議に現在傍聴の希望者はありませんが、傍聴の希望があった場合は、許可することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長： それでは、傍聴の希望者がありましたら許可することといたします。

会 長： 議題 1「平成 26 年度事業報告及び収入支出決算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、お手元の平成 26 年度事業報告をご覧ください。平成 26 年度に実施しました事業につきましては、資料に記載のとおりでございます。

逗子市池子接收地返還促進市民協議会  
平成 26 年度事業報告

1 第 1 回役員会 平成 26 年 4 月 24 日 (木)

- (1) 平成 25 年度事業報告及び収入支出決算について
- (2) 平成 26 年度事業計画 (案) 及び収入支出予算 (案) 及び年間活動スケジュール (案) について
- (3) その他

2 パンフレット印刷、全戸配布

- ・パンフレット「一緒に学ぼう！池子の森」を 26,200 部印刷、全戸配布 (広報ずし 5 月号と同時配布)

3 平成 26 年度顧問就任要請活動 平成 26 年 8 月 22 日 (金)

- ・眞下会長、東副会長が参議院会館において、県内選出の参議院議員 3 名 (前回要請後に当選された議員) に対して顧問就任を要請。
- ・島村大議員 (自民党)、松沢成文議員 (みんなの党) が就任を承諾。

#### 4 第2回役員会 平成26年12月18日(木)

- (1) 池子接收地の返還運動の経緯と池子住宅地区内約40ヘクタールの土地の共同使用について
- (2) 平成27年度予算要求に係る事業計画案及び収入支出予算案について
- (3) 平成26年度国への要請活動について
- (4) その他

#### 5 平成26年度要請活動 平成27年2月19日(木)

- ・午前11時00分～11時35分、南関東防衛局において眞下会長はじめ14名の役員で池子接收地の返還に関する要請活動を実施。
- ・次の要請先へは要請書を郵送。  
内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、米海軍横須賀基地司令官

#### \* 平成25年度収入支出決算 監査

- ・平成26年4月14日(月)

#### \* 事業推進委員会の開催状況 2回

- ・第1回 平成26年4月14日(月)
- ・第2回 平成26年12月15日(月)

以上、26年度の事業実施につきまして、ご協力をいただきました役員の皆様にあらためまして感謝申し上げます。続きまして、平成26年度収入支出決算書についてご説明いたします。決算書をご覧ください。

まず、収入の部につきまして、科目1市補助金462,000円は、予算現額どおり収入済となっております。科目2雑収入は、預金利子として22円の収入となっております、予算現額1,000円に対し、978円の収入減となっております。

以上により、収入につきましては、予算現額463,000円に対し、収入済額は462,022円、978円の収入減となっております。

次に、支出の部についてご説明いたします。まず、科目1事務費につきましては、当初予算額31,000円、支出済30,930円、不用額70円となっております。内訳につきましては、(1)需用費1消耗品費として支出済額5,938円となっております。(2)役務費の支出額24,992円は会議通知にかかる切手購入代等で、不用額は8円となっております。

続いて、科目2事業費につきましては、当初予算額426,000円、支出済337,829円、不用額88,171円となっております。内訳につきましては、(1)報償費については昨年度は執行がございませんでした。(3)需要費2印刷製本費の支出額181,051円は全戸配布用パンフレットの26年度の印刷代で、不用額は949円となっております。(4)

委託料の支出額 113,058 円はパンフレット全戸配布の委託料で、不用額は 942 円となっています。(5) 使用料及び賃借料の支出額 43,720 円は、要請活動の際のバス借り上げ料、有料道路利用料、顧問招聘活動の際の有料道路利用料で、不用額は 36,280 円となっています。

科目 3 予備費につきましては、昨年度は執行がございませんでした。

以上により、支出済額の合計は予算現額 463,000 円、支出済額 368,759 円となり、不用額 94,241 円から収入の不足額 978 円を差し引いた 93,263 円は、全額を市に返納いたしました。以上で説明を終わります。

会 長： ただいま事務局から報告がありましたが、質疑に入る前に監査報告を行います。  
なお、監査は去る 4 月 13 日（月）に川西監事により実施していただいておりますので、川西監事よりご報告をお願いいたします。

川西監事： それでは、監査報告をいたします。平成 26 年度収入支出決算書の一番下の個所をご覧ください。

本協議会の平成 26 年度収入支出決算について、会則第 8 条第 4 項に基づき、去る 4 月 13 日に市役所会議室において事務局立会いのうえ、監査を行い、帳簿、伝票、通帳など関係書類を厳正に審査した結果、会計処理は適正に行われていたことをご報告いたします。平成 27 年 4 月 21 日 監事 川西 英子

会 長： ありがとうございます。  
それでは、質疑に入ります。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

会 長： よろしいでしょうか。ご質問、ご意見はないようですので、本件の承認についてお諮りいたします。議題 1 「平成 26 年度事業報告及び収入支出決算について」承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

会 長： ご異議ないものと認め、原案どおり承認することに決定いたしました。

会 長： 続いて、議題 2 「平成 27 年度事業計画（案）、収入支出予算（案）及び年間活動スケジュール（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは平成 27 年度事業計画(案)、収入支出予算(案)及び年間活動スケジュール(案)についてご説明いたします。それぞれの案の作成につきましては、去る 4 月 13 日に開催いたしました第 1 回事業推進委員会において、ご意見をいただき、作成したものです。まず、お手元の平成 27 年度事業計画（案）をご覧ください。

事業計画(案)につきましては、1 事業方針「(1) 池子接收地の全面返還を基本としつつ、当面、市と連携し共同使用地（約 40 ヘクタール及び医療センター進入路）の返還を目指す。」につきましては、昨年は「池子接收地の全面返還を基本としつつ、当面、市と連携し約 40h a の土地の共同使用の実現と一部返還を目指す」としていましたが、昨年 11 月 30 日に共同使用が開始されたことに伴い、変更しています。

また、昨年 12 月 18 日に開催した平成 26 年度第 2 回役員会で説明いたしましたとおり共同使用の開始に伴い、(2) と (3) の順番を入れ替えています。その他の項目につきましては、昨年と変更はありません。

また、2 推進方法につきましては、(1) 同じく共同使用が開始されたことに伴う文言の変更となります。それでは、全文を朗読いたします。

#### 逗子市池子接收地返還促進市民協議会 平成 27 年度事業計画 (案)

市、市議会、本協議会の三者が一体となり、全市民一丸となった返還運動を展開し、国営自然公園の誘致等の運動を展開していく。

#### 1 事業方針

- (1) 池子接收地の全面返還を基本としつつ、当面、市と連携し共同使用地（約 40 ヘクタール及び医療センター進入路）の返還を目指す。
- (2) 共同使用にあたり、池子の森の保全に協力する。
- (3) 池子住宅地区の居住者との相互理解に努める。
- (4) 市民への P R 活動を推進する。
- (5) 跡地利用としての国営公園の誘致を目指す。
- (6) 旧軍港市転換法の逗子市適用を関係機関へ強く求めていく。

#### 2 推進方法

##### (1) 会議の開催

役員会等を開催し、市、市議会と共に返還に向けた活動について協議をしていく。

##### (2) 要請、陳情

事業方針達成のため、政府関係機関及び国会に対して要請、陳情を行う。

##### (3) P R 活動

本市の基地問題についての現状やこれまでの経緯及び本協議会の活動について、市民に広く P R 活動を行う。

(4) 顧問の招聘

県内選出国會議員を顧問として招聘する。

(5) 研修会・視察等の実施

米軍施設・区域、共同使用地等の視察や、講師を招いての研修会などを実施する。

続きまして、平成 27 年度収入支出予算(案)について説明いたします。お手元の収入支出予算書(案)をご覧ください。予算規模としては 26 年度に比べ、152,000 円減の 311,000 円となっています。これは、主に昨年度に全戸配布いたしました「パンフレット印刷代の減額分によるものです。

内訳をご説明しますと、まず収入ですが、科目 1 市補助金(1)市補助金につきましては 152,000 円減の 310,000 円を計上しました。科目 2 雑収入につきましては、預金利子として 1,000 円を計上しました。収入の合計額は 311,000 円となります。

続きまして、支出についてご説明いたします。科目 1 事務費につきましては、前年と同額の 31,000 円を計上いたしました。内訳として(1)需用費の 1 消耗品として、事務用品代等 6,000 円を、(2)役務費につきましては会議開催通知等の郵便料が主なものですが、切手購入代として 25,000 円を計上いたしました。次に、科目 2 事業費は、前年比 152,000 円の減となる、合計 274,000 円を計上いたしました。内訳として(1)報償費につきましては研修会講師謝礼として前年同額の 50,000 円を、(2)需用費 1 消耗品につきましては、活動報告チラシの紙代として 30,000 円を計上いたしました。2 印刷製本費につきましては、今年度は庁内印刷で活動報告チラシを作成いたしますので、計上しておりません。(3)委託料 114,000 円につきましては、活動報告チラシの全戸配布にかかる経費を計上したものです。(4)使用料及び賃借料は、要請活動・視察等の際のバス借上料等として 80,000 円を計上いたしました。科目 3 の予備費につきましては、前年度と同額の 6,000 円を計上いたしました。以上、支出の合計は 311,000 円となります。

次に、本年度の年間活動スケジュール案をご覧ください。まず、会議につきましては、26 年度の決算監査と第 1 回事業推進委員会を 4 月 13 日に開催したところです。次に、役員会につきましては、本日のほか、11 月に第 2 回役員会を開催し、次年度予算案、国への返還要請活動の文案検討をいただくよう考えております。

次に活動報告チラシの配布については、広報ずし 6 月号と同時に全戸配布する予定です。なお、今年度は 7 月、9 月に市民委員の役員改選が行われます。広報等により市民委員募集のお知らせをさせていただく予定です。また、国への返還要請活動と他市の視察は年明け 1 月の実施を予定しています。研修会は、8 月頃の実施を予定しています。以上で事務局からの説明を終わります。

会 長： それでは、ただ今の説明にご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

徳本委員： 27 年度事業計画案の中の事業方針に軍転法の適用を関係機関に強く求めていく、

とありますが、この軍転法適用が決定する時期は、実際に返還が実現する時なのでしょう。或いは、その前にすでに軍転法の適用が承認されている必要があるのでしょうか。と申しますのも、昨年の役員会でご説明いただきましたが、仮に接收地の返還がされても、軍転法の適用がないと逗子市は財政的な負担に耐えられないということでしたので、この軍転法の適用というのが実際に返還活動していく上では現実的には大事な条件になると思いますので質問いたしました。

会 長： そのことについて、事務局からどうぞ。

事務局： 軍転法につきましては、市民協として以前から国に対して要請活動の中で適用を求めていることを前回の役員会でご説明いたしました。国は昭和 25 年当時に横須賀市から分離した際の手続きで、逗子に軍転法の権利が引き継がれていないとの見解をとっており、逗子には適用がないとの回答が毎年されております。市民協としては、引き続き軍転法の適用を国に対して求めていくというのがこれまでのスタンスで、今年度につきましても事業方針の一つとして掲げています。

ご質問の件ですが、軍転法の適用があると、返還の際に、国有財産の処分条件が違ってまいりますので、大きな要素になるだろうと思っております。軍転法の適用自体は、必ずしも返還のどのタイミングかということではなく、別問題となると考えております。返還の時期がいつになるか、現状では分かりませんが、返還については引き続き国に対して求めていくこととなります。実際に返還された時に、軍転法の適用になる場合とならない場合とでは、財産処分の状況が全く違ってきますので、返還と併せて軍転法の適用を国に求めていくこととなります。

会 長： 徳本委員、いかがですか。

徳本委員： 軍転法適用については何年にもわたって運動を進めてきていると思います。どこに、どういう働きかけをすれば、国が認めてくれるかというツボはあるのですか。

会 長： 事務局。

事務局： 市民協としては、毎年要請活動の中で軍転法の適用を求めています。国からは一貫して適用にはならないという回答が繰り返されております。もうひとつ、県内選出の国会議員に軍転法の適用のためにお力添えをいただくために、市民協の顧問になっていただくよう働きかけております。事務的な部分では、なかなか実現は難しい現状ですが、国会議員のお力を借りて活動しようとしている次第です。

会 長： 徳本委員。

徳本委員： 逗子市以外にも戦後の混乱期に軍転法の適用がないままに過ぎている自治体はあ

りますか。

会 長： 事務局。

事務局： 昭和 25 年当時、旧軍港市である横須賀、舞鶴、佐世保、呉の 4 市が適用を受けて平和産業都市に転換いたしました。逗子市はちょうど横須賀市から分離独立するさなかでして、事務手続きの関係で、適用がなされなかったわけでございます。逗子市以外の 4 市については、適用があったということでございます。

会 長： 小原委員。

小原委員： 今の関連で意見を述べたいと思います。こういう形で国へ要請活動してもほぼ 100%実現は無理だと思います。今、事務局から説明があったように、本来は米軍の施設というのは遊休化した場合には基本的に返還されるのが原則だったわけです。が、なかなかそうもいかず、70～80 年代にかけて我々のような運動体だけでなく各自治体が返還要求を一杯行った。その時の国は、返還して地域に有効活用させようという姿勢ではなかった。有償三分割方式を作り、自由に使わせないような政策をとってきたわけです。いまだにそれは変わってない。ですから、返還されても費用がかかるから結局は返還を求めない自治体も増えたとし、相模原市のように返還されたけれど、良いところは国に使われたという経験もある。そういった国の姿勢は変わっていない。

一方、軍転法は全面返還、全く無条件に返還されることだから、そういう姿勢の国が逗子市を適用させようというのは相当無理があるわけです。では、どうするか、ということになるが、今ありましたように、1950 年にできた時に地方特別立法だから、おそらく成立するのに住民投票が行われていますね。横須賀では賛成率が 68～69%で成立しています。つまり、当時の横須賀市民だった逗子市民の先輩たちは、その投票に関わっている。1950 年当時 20 歳以上だった人達は現在 85 歳以上の方達であるが、憲法が 95 条で保障している投票に参加をしながら、その利益が還元されていないわけですよ、逗子には。ですから、少し乱暴な言い方ではありますが、要請行動では埒が明かないから行政訴訟を起こすべきだと私は考えます。そういう状況の中で逗子市に適用されていないことを法的に行政訴訟の場で適用させるべきだという根拠を持たない限り、国は動かないですよ。先ほど申し上げたように、逗子の先輩たちが成立に関わってきた経過があるわけだから、その方達が生きているうちにそういう手立てを考えた方がいい。

軍港 4 市にしか適用されていないから、全国的にはここにしかない問題。何年か経って、根拠となる高齢者の方たちがいなくなってしまうたら、根拠がなくなる。国を相手に裁判を起こすのは相当無理がある話だが、幸か不幸か逗子市は以前からその経験が何度もある。公的な問題として、これがはたして逗子市民にとって妥当な判断なのか求める手立てを追求した方がいいと思います。ただ、市民協が訴訟を起こすのは無理があるので、市が代表して司法の判断を求めることをしないと、要請行動だけでは

まず無理と思う。その辺りのことを検討した方が良いと思います。

会 長： ただいまの発言は、小原委員のご意見として、機会があれば検討していきたいと思  
います。市民協としてもどのように市に要請していくか皆さんと討議したいところ  
ですが、この場ではこの辺で収めさせていただきます。他にご質問、ご意見はありませ  
るか。長沢委員。

長沢委員： 研修会についてですが、予定では8月に実施となっておりますが、対象は？共同使  
用地の緑地はいつ市民に開放されますか。

2月に行われた南関東防衛局への要請活動の時に、私は不発弾の件について要請し  
ましたが、ホームページで確認したところ、1月28日にペイントボール場について移  
設先の芝の根つきが十分な状態ではないことから移設を遅らせる旨、南関東防衛局伊  
藤企画部長が来庁され、報告があったと掲載されていました。トンネルの先の右側に  
ペイントボール場はありますが、そこからは移らないということなののでしょうか。緑  
地の開放はもっと先になるのでしょうか。市民向けに緑地エリアの見学会等を計画し  
てほしいのですが、どういう状況なのか伺います。

会 長： 事務局。

事務局： まず、ペイントボール場についてお答えします。2月に開園しました池子の森自然  
公園は今のところ、トンネル手前までの利用、具体的には400メートルトラック、野  
球場、テニスコートのスポーツ施設の利用となっております。トンネルの先の緑地エ  
リアについては、まだ一般の方の立ち入りが出来ない状況となっております。自然環  
境が豊かなところですので、昨年度から自然環境調査を行っております。どのよう  
な動植物がいるのか実態調査を行っていて、まもなく結果が出るかと聞いております。

この調査結果を踏まえ、どのように緑地エリアを管理していくか利用方針を定める  
予定ですが、ある程度時間がかかると思っております。緑地エリアのオープンについ  
ては、この利用方針が決まってからとなりますが、これまで広報等では今年の秋以降  
とお知らせしております。現時点では詳細は決まっておりますが、準備を進めてお  
ります。

ご質問の不発弾とペイントボール場の関係ですが、共同使用にあたり、共同使用地  
内にあった米軍の施設はすべて共同使用地の北側に移設することになっておりまし  
たが、ペイントボール場の移設先の工事を行っていたところ不発弾が見つかり、昨年  
10月自衛隊によって搬出されました。このため、移設工事が遅れ、さらに、新しい移  
設先でペイントボール場の整備として芝を張る作業をしたところ、芝の根つきが予定  
より良くない状態だったため、工期が当初の予定より延びてしまっている状況です。  
今のところこの工事が終わったとの連絡はないので、まだ工事が行われているもの  
と理解しております。我々としては工事を早く終えてほしいと防衛局に対して申し上げ

ておりますが、こちらの工事が終わり次第、また市のほうでは利用方針を定めて秋以降できるだけ早くオープンし、市民の皆様には開放したいと考えております。

研修会の対象についてですが、事務局としてはまだ明確な考えはございませんので今後、事業推進委員の皆様とご相談させていただきたいと考えております。研修会は以前いろいろ実施しておりますが、一般の市民の方にも広報等で参加を募っておりますので、同様に公開の形で行いたいと考えます。開催時期につきましては、スケジュール案では8月としておりますが、多少前後する可能性もございます。以上です。

会 長： 長沢委員。

長沢委員： 不発弾のことについては、要請活動で申し上げましたが、見つかったことを我々は全く知らなかったわけです。ホームページを見ない限り分からない。ホームページに載せたけれど、そのことを市民に周知することは行われていない。爆発はしないから、撤去して済み、ではないと思う。すぐ隣りに居住者、市民がいるわけだから、安全性を考えたら、市としてはまず市民に知らせるべきだと思う。市としてどう考えているのか伺いたい。今後このようなことは起こってはいけませんが、今まで池子の中に弾薬はないと言っていたのに、今回出てきたので、再調査を行ってほしいと要望します。

会 長： はい、ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。なければ、本件につきましてお諮りいたします。今年度の活動については、原案のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議ないものと認めます。それでは、議題2「平成27年度事業計画(案)、収入支出予算(案)及び年間活動スケジュール(案)について」は、いただいたご意見を踏まえて活動を進めていきたいと思っております。(案)をお取りください。

会 長： 続きまして議題3「その他」に移りたいと思っております。事務局からお願いいたします。

事務局： 情報提供といたしまして、今年度の「イケゴフレンドシップデー」は5月23日(土)に行われます。場所は例年どおり、池子の森自然公園400メートルトラックで行います。雨天の場合は翌日開催となります。時間は11時半から17時半までですが、入門は17時までとなっております。詳しくは5月号広報誌でお知らせする予定です。事務局からは以上です。

会 長： 他に皆様から何かございますか。長沢委員。

長沢委員： 最近、上空が非常にうるさい。おそらく米軍機。今日もここへ来る途中、17 時 33 分、海岸沿いに戦闘機が 1 機南下してきました。以前にも、事務局には電話連絡するついでに 2、3 回伝えているが、最近午前 0 時半位にうるさいことがある。戦闘機かどうかは分からないが、民間機でないことは確かである。今までこんなにうるさいことはなかった。米軍厚木基地周辺の相模原市などのような低空ではないが、相当危険だと思う。一体何をしているのか不思議でならない。不信感を抱いている。共同使用と引き換えに逗子市の上空を飛んでいいことになったわけではないと思うが、最近特にうるさいと感じる。確認ができるならお願いしたいし、必ず抗議していただきたいと思う。

会 長： 事務局。

事務局： おっしゃるとおり、これまで長沢委員からは何度か基地対策課へ電話をいただいております。航空機騒音に関しては、必ずしも米軍機あるいは自衛隊機であると把握してはおりませんが、防衛局に苦情があったことを伝えております。ご質問の「何をしているのか」につきましては、運用上の問題ということで明確な回答はいただけないのが現実です。また、航空機騒音は共同使用とは全く関係ないものにとらえております。ただ最近、艦載機と思われる大きな音が聞こえることがあることは認識しております。横須賀基地に空母が修理のために帰港していることが関係しているのかもしれませんが、情報収集をしていきたいと考えております。

会 長： よろしいですか。小原委員。

小原委員： 例えば、県市協を通して防衛省に事実確認ができるのであれば、事実確認する必要があると思う。米軍機の場合、厚木基地を使用している空母艦載機については東京高裁控訴審第 4 次騒音訴訟が 5 月 14 日結審となるが、取り扱いについて公的な場で議論になっている。従来から米軍については夜間 10 時以降市街地で飛ばないようにしてきたはず。協定によって、が、空母の場合、パイロットのライセンスの問題等が絡んで夜間 10 時以降も飛行している実態がここ数年指摘されている。このことも含めて今裁判で課題となっているわけだが、事実確認は必要。また、いわゆる提供地域ではない場所を飛行していることがそもそもおかしい。一昨年 12 月三浦市にヘリコプターが墜落した時にも、なぜそこを飛んでいたのか大きな議論となったが、結局米軍から理由が明らかにはならなかった。本来は神奈川県下を飛行するのはおかしいが、最近飛行している様子が見受けられる。実態をきちんと捉えた上で、逗子市だけでなく、爆音問題に取り組んでいる県市協で実態をまとめて防衛省や外務省に申し入れをすることが必要。情報収集だけはきちんとしていただきたいと思います。

会 長： 基地対策課として情報収集をしてほしいということです。しっかりとお願いします。他にありますか。菊池委員。

菊池委員： 共同使用の現状について、質問します。利用状況や最新の情報があれば教えてください。

会 長： 事務局。

事務局： 前回の役員会以降の状況についてご説明いたします。

昨年11月30日付けで共同使用が始まり、今年1月31日に開園式典を行い、約1,300人の市民の皆さんにご参加いただきました。当日は400メートルハードルのメダリスト為末大さんをゲストに迎え、市民の方と一緒に緑地エリアを含めた約3キロメートルを走っていただきました。また、400メートルトラック内では、花咲計画さんの植樹、逗子葉山青年会議所さんの餅つき、逗子高校吹奏楽部の皆さんによる演奏、さらに逗子日米協会さんや逗子葉山ラグビースクールさんにもご協力いただき、様々なイベントが行われ、盛大にオープニングセレモニーを行うことができました。翌2月1日から運動施設の利用がスタートしました。2月と3月は、多くの市民の方に利用していただき広めるために利用料は無料といたしました。

4月1日から正式な利用がスタートし、第一運動公園と同じ形で利用していただいております。今後は、緑地エリアのオープンを秋以降に予定しております。自然環境調査の結果がまもなくまとまる予定ですが、この結果を踏まえ利用方針を定めて、秋以降できるだけ早い時期に一般開放したいと考えています。

施設整備につきましては、400メートルトラックの入口にゲートを設置し、放送設備を整備しました。今年度は、公園の正面入り口の整備を考えております。現状では夜間や休園日に自由に入出りできてしまいますので、夜間の立ち入りをなくすために、警備員を配置しております。また、駐車場はこれまで無料でしたが、今年度中に有料化に向けた整備を行います。多目的トイレの整備、野球場のフェンスのかさ上げは早急に行いたいと考えております。28年度以降につきましては、25年3月に池子の森自然公園基本計画を環境都市部緑政課が策定していますが、実際に共同使用が始まり状況が変わった部分もありますので、今後検討することになります。

概略ですが、以上です。

会 長： よろしいですか、菊池委員。

菊池委員： ありがとうございます。今年の事業計画に「共同使用にあたり、池子の森の保全に協力する」となっておりますので、今のお話にありましたとおり、森の部分の進捗がありましたら、随時役員会で状況を教えていただきたいと思いますと思います。

会 長： このことについて、事務局よろしくお願ひします。私からも事務局に確認したいのですが、さきほど話題になりました軍転法について、市民協の中で研修や勉強会を近年行いましたか。

事務局： 今手元に資料がないのですが、私が承知している限りでは、軍転法をテーマにしたものは行われていないと思います。

菊池委員： ずいぶん前、10年くらい前にやっていますよ。

会 長： そういうことであれば、さきほど年間活動スケジュールの中で研修会が8月とありましたが、今年は市民委員の改選が控えておりますので、新しい市民委員さんが決まった時点等で一度軍転法について、勉強したらいかがでしょう。横須賀市からの分離独立の時期の問題等で、逗子市の軍転法適用についてはなかなか難しく、要請活動だけでは埒が明かないというご意見がさきほどありましたが、私自身も同じ考えを持っています。軍転法について、例えば大学の先生等から我々も研修を受けて、果たして行政訴訟が有効かどうか等、市民協は市民協として、その辺りの理解を深めていければいいと思いますので、できれば事業推進委員の方達とご相談いただき、今年の研修会のテーマについて検討していただきたいと事務局にお願いいたします。

他にはよろしいでしょうか。特になければ、本日の会議はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。

—以 上—